

令和2年第2回砂川市議会定例会

令和2年6月17日（水曜日）第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第11号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第24号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第25号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

- 日程第 5 報告第 2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 事務報告書の提出について
- 日程第 7 報告第 4号 監査報告
報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について
意見案第3号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
意見案第4号 新型コロナウイルス感染症対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

小 黒 弘 君
増 井 浩 一 君
沢 田 広 志 君

- 日程第 2 議案第11号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第24号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第25号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第5 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 報告第3号 事務報告書の提出について
- 日程第7 報告第4号 監査報告
報告第5号 例月出納検査報告
- 日程第8 意見案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について
意見案第3号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
意見案第4号 新型コロナウイルス感染症対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について

○出席議員（13名）

議長 水島美喜子 君
議員 中道博武 君
多比良和伸 君
高田浩子 君

副議長 増山裕司 君
議員 永関博紀 君
佐々木政幸 君
飯澤明彦 君

増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

北谷文夫君
辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 和泉 肇

事務局次長 川端 幸人

事務局主幹 山崎 敏彦

事務局係長 斉藤 亜希子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○副議長 増山裕司君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○副議長 増山裕司君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、早速一般質問を始めたいと思います。

まず、第1点目に公立高等学校配置計画案について伺います。道教委は、令和3年度から5年度までの公立高等学校配置計画案を公表しました。砂川高校は1学年3学級の定員が2年連続で1学級減となり、単位制の維持にも厳しい状況です。そこで、以下について伺います。

まず、1点目は、3月定例会以降、3学級定員を守るための動きについて伺います。

2点目は、公立高等学校配置計画案によると、来年度から何と滝川高校は単位制を導入すると示されていますが、このことは以前から分かっていたのかどうかをお伺いいたします。

3点目は、9月に道教委は公立高等学校配置計画を決定しますが、定員3学級を維持するための今後の戦略について伺います。

大きな2点目として、小中学校適正配置基本計画について伺います。砂川市教育委員会では、小中学校適正配置基本計画を策定しました。5月29日に開催された総務文教委員会では、教育長が自ら適正配置計画を説明し、続けて保護者及び地域の皆様への説明会で説明する事項とし、小中一貫教育について以下の発言をされました。「次に、小中一貫教育についてであります。義務教育学校を目指すものであり、義務教育学校では校長は1人ですが、教頭を複数人配置することが可能です。また、義務教育学校設置の場合の小学校建設は砂川中学校隣接地に建設する計画であります。その場合において渡り廊下等で結ぶ構造となるか、一部機能が一体となった構造となるか検討することとしております。義務教育学校を設置する場合の統合手段としては、先に砂川中学校と石山中学校の2校を統合した場合、その統合中学校1校と小学校5校の6校を統合して1校とすることになります。」との内容でした。以下について伺います。

1点目は、小中学校適正配置基本計画の保護者及び地域住民への説明会実施の状況について。

2点目は、まだ計画の説明会が始まる前ですが、教育長の先ほど申し述べたような発言は今後策定される実施計画（仮称）の最終段階のような内容です。なぜこのような発言を

されたのか伺います。

大きな3点目としては、コロナ禍における市立病院の影響についてであります。

1点目、本年3月以降、入院、外来とも患者数の大幅な減少が予想されますが、患者数の推移について伺います。

2点目は、患者数の減少は収支にも影響を及ぼしますが、入院、外来収益が前年同月と比較してどのように推移をしているのか伺いますが、昨日の一般質問の答弁においては比率について収支報告の関係が報告されていますので、私は具体的な金額についてお伺いしたいと思います。

3点目は、新型コロナウイルス感染症に対する中空知地域医療圏の協力体制についてお伺いします。

以上です。

○副議長 増山裕司君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から大きな1、大きな2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、公立高等学校配置計画案について(1)3月定例会以降、3学級定員を守るための動きについてであります。先般令和3年度から5年度の公立高等学校配置計画の検討に関わる第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が書面会議として開催され、各自治体に対して意見が求められたことから、砂川高校の3間口の確保を要望する内容で、計画作成に対する意見書を北海道教育委員会に提出したところであります。

次に、(2)配置計画案における来年度からの滝川高校の単位制導入についてであります。事前通知はなく、6月2日付で北海道教育庁教育局高校教育課より発出された公立高等学校配置計画案をもって確認したところであります。

次に、(3)定員3学級を維持するための今後の戦略についてであります。砂川高校とは一日体験入学や学校説明会の実施方法及び募集案内の改善など情報交換や協議を行っているところであります。また、北海道教育委員会に対する要望については、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施できる状況になかったことから、9月に公立高等学校配置計画が決定される前の7月をめどに署名をもって直接要望してまいりたいと考えているところであります。

続いて、大きな2、小中学校適正配置基本計画についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)小中学校適正配置基本計画の保護者及び地域住民への説明会についてあります。説明会の実施については当初小中学校適正配置基本計画の策定後速やかに小中学校区ごとに各PTAと事前に協議をさせていただきながら順次開催をする予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、現在協議自体を見合わせている状況にあります。今後については、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢などを考慮した上での判断とはなりますが、可能であれば2学期以降に協議を行い、その後開催をしてま

いりたいと考えているところであります。

次に、（２）説明会が始まる前の発言の意図についてであります……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は教育長に聞いていますから、次長が答弁できるような内容ではありません。

○副議長 増山裕司君 暫時休憩とします。

休憩 午前１０時０９分

再開 午前１０時１５分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

答弁者についての発言がありました。挙手した者について答弁を続けさせます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） それでは、大きな２の（２）からご答弁申し上げます。

説明会が始まる前の発言の意図についてであります。総務文教委員会で小中学校適正配置基本計画の内容に基づいて説明したものであり、教頭の複数配置に関しては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、制度内容を紹介したものであります。義務教育学校設置の場合の小学校及び中学校の接続については、基本計画において、学校統合に伴う小中学校の校舎は小学校は現在の５校の規模では許容できない見込みのため新校舎の建設を、また中学校は砂川中学校の規模で対応が可能であることから同校を活用するとして、小中学校の校舎はそれぞれ１校を基本としていることから、接続する手段についてさらに中学校が先行して統合され、１校となった場合にその後義務教育学校を設置する方法として中学校１校と小学校５校を統合して義務教育学校１校となる旨想定される考え方を説明したものであります。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から説明会が始まる前の発言の意図についてというご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

この関係につきましては、配置基本計画の内容の説明を総務文教委員会で私自身が重要な案件という判断をして説明させていただきました。ただ、この説明の内容については、当然に教育委員会会議、これはもう公開をされておりますが、その教育委員会会議で議論したものを丁寧に常任委員会にご説明をさせていただいたということですので、特に報告以外にどういう意図があるかというのは、これはあるかないかというところと特にございません。それと、例えば義務教育学校のところは検討委員会のときにも議論になっておりました、このところは、例えば中学校２校を１校にする、小学校５校を１校にする。そして、改めて義務教育学校にするかどうか議論をすると恐らく令和３年度からの総合計

画の10年間では間に合わないだろうと、そういうことであれば基本的に小中一貫教育をして、そして義務教育学校を目指すということで答申を受けて、教育委員会会議もその旨を了承させていただいたということになっておりますので、この計画に基づいてご説明をさせていただいたということをございますので、少なくとも砂川市における考え方というのはこういう方向でいくのだろうと。もう一つつけ加えさせていただくと、中学校の統合は決まっているものではございません。これは計画の中で先行するというようになっておりますので、そうしますと砂川中学校と石山中学校が統合した場合ということで、つけてご説明をさせていただいておりますので、その手順ということでご説明をさせていただいたということをございます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな3のコロナ禍における市立病院の影響についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)患者数の推移についてであります。外来患者数の推移につきましては、本年3月の延べ患者数は1万8,103人で前年同月比3,391人の減、4月は1万8,287人で前年同月比3,578人の減、5月は1万6,190人で前年同月比5,113人の減となっており、3月から5月までの3か月間で1日平均約220人の減となっております。入院患者数の推移につきましては、本年3月の延べ患者数は1万1,512人で前年同月比1,457人の減、4月は9,994人で前年同月比1,726人の減、5月は9,038人で前年同月比2,742人の減となっており、3月から5月までの3か月間で1日平均約65人の減となっております。なお、病床利用率で申し上げますと約13ポイントの減となっております。

次に、(2)入院、外来収益の推移についてであります。当院の入院、外来収益につきましては、まず令和2年3月と前年同月を比較しますと、入院収益で4,323万7,000円の減、外来収益で2,213万9,000円の減となっており、入院、外来収益合計では6,537万6,000円の減となったところであります。令和2年4月分と前年同期を比較しますと、入院収益で6,460万7千000円の減、外来収益で2,399万9,000円の減となり、入院、外来収益合計では8,860万6,000円の減となったところであります。

次に、(3)新型コロナウイルス感染症に対する中空知地域医療圏の協力体制についてであります。中空知2次医療圏の医療提供体制については通常滝川保健所が中心となり、中空知保健医療福祉圏域連携推進会議など各種会議を開催し、調整しているところであります。今回の新型コロナウイルス感染症に対する中空知地域医療圏の協力体制につきましては、滝川保健所が管内の医師会及び自治体病院の院長、事務長、看護部長などを集め、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しております。会議では、感染症の情報共有や対策、入院医療の確保に向けた取組、治療体制などを協議しておりますが、新型コロナウ

ウイルス感染症患者の受入れ体制などについてはそれぞれの医療機関が内部で検討していると聞いております。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症患者の対応につきましては滝川保健所の要請により対応しているところでありますので、今後も引き続き滝川保健所と連携を取りながら対応してまいりたい。

以上です。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目の公立高等学校配置計画案のところから始めていきたいと思うのですが、3月議会でも私は同じ質問をしまして、市長にも立っていただいて、とてもいい答弁をいただいて、私はその後発言もせずに、期待をして座りました。それで、教育長も市長も同じように答えていらっしゃったのは、砂川高校の今後にとっては新しい校長先生がどういう校長先生が来てくれるのかという期待というか、そこにかかっているというお話もあったのですが、教育長にお伺いしますけれども、新しい校長先生は教育長の期待どおりの先生だったのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 3月の議会ของときはこの人事というのは確定しておりませんでしたから、4月早々に新しい校長とも協議、連携をさせていただいておりますので、そういった意味ではこれから先も連携をさせていただけるということで考えてございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3月のときも同じようにお話をしているのですが、残念ながら砂川高校は2年連続で3間口、3学級を割ってしまっていて、普通でいうと道の教育委員会としては、残念ながら3学級を満たしていないので、2学級にせざるを得ませんというのが普通の結論だと思うのです。それは、1年切った段階でもそういう可能性もあるわけで、特に砂川の場合だったら2年連続で間口を1学級減らしてしまったものですから、残念ながら今年の9月に案ではなくしっかりとした計画が出てくるときには2学級という可能性が強いのかと思うのですが、その辺で今回は意見書を提出という話が先ほど出たのですが、このぐらいの動き方で今現在大丈夫なのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 意見書でいいということは私自身も思っておりません。ただ、状況的に昨年は全ての団体も含めて要望書提出を道教委まで行ってさせていただいたと。ただ、今現在道教委にそれを持っていけるような状況にないのと、主要団体であるPTA、本来であれば4月の下旬から新しい役員さんで活動するのですが、ここが今のところは6月中から7月の初め、特に大きな市P連さんは7月に活動が本格的に始まるというのを聞いてございますので。そうすると、少なくとも6月の末ぐらいから一気にほかの団体も含

めてその地域の意欲というものを盛り上げて、その中で道教委のほうにできれば直接要望書を手渡しに行きたいとは思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 コロナの影響で人々が集まるということも非常に厳しい状況ではあるのですけれども、高校の問題というのは確実に進んでいくのだろうと思うわけです。

それで、2点目で、実は本当に驚いたのは、私は新聞を見てなのですから、滝川に単位制導入と書かれているのを見てえらくショックを受けまして、滝川もここまでけんかを売ってくるのかと正直言って私は思ったわけです。だって、砂川高校の魅力は、今までずっと単位制だからと言い続けてきたのです。それを分かっているながら、あなたのところで単位制をやるのかという話です。しかも、今のご答弁でいくと分かっていたという話ではないですか。私と同じ情報なのですよ、きっと。これは何でなのですか。道教委と何の連絡もというか、それかよほど砂川が嫌われているのか。普通だったら耳打ちの一つぐらいあってもいい内容だと私は思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 今の滝川高校の単位制につきましては、道教委でつくっている計画ですので、致し方ないと思うしかないとも思っています。実は、今年の砂川高校、2間口から3間口、たしか9月5日か6日の計画で3間口になりましたけれども、これも地元には一切こうなりますよというお話はありません。それを見て、ああ、3間口が復活したということですから、これは滝川市さんには確認しておりませんが、恐らく滝川市教委も滝川高校も、要望してこうなるのだろうとは思っていたかもしれませんが、確定したのは恐らく6月2日を見てということだと思いますので、少なくとも私も非常に驚きましたけれども、この事実を踏まえて次につなげるということを考えなければならぬだろうとは思っています。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ただ、北空知学区という意味で言えば、お互いに交流を子供たちがしながら通うわけですよ。砂川の子も滝川に行くし、滝川の子も砂川に来るといって、こういう状況で、地域全体で子供たちをどう育てていくかということのはずなのです。だけれども、道教委にしても滝川にしても、何でこんなに教育委員会が少しずつでも話し、情報の交換ができないのかというのはまさにこれで見られるような状況だと思うのですけれども、これを覆す力もないわけだし、そんなこともできないとは思いますが、ただ滝川が要望していなくて、道教委がすぐ単位制をやるなんていうことは考えられないわけで、当然滝川はないしよで単位制を何とかやろうという動きは絶対あったはずですよ。それを砂川の教育委員会は何も分からずに、新聞で知ったのか、その前に知ったのか、道教委からの知らせもないままで実はびっくりしました。ここが何とも私は、専門的な人たちがこういう状況ということ自体が私にはがっかりです。ここまで道教委とのルートがないのかと実は思

っています。

それが結果的にいうと次の3間口が2間口になってしまうかという大事なものにもつながっていくだろうと思っているのです。先ほどから言っています。2年連続で間口を減らしてきているので、今回はもう駄目って言われても仕方ないかなって思うぐらいの状況だと思うのです。ただ、今は意見書を渡しているだけ。では、ここで誠意が伝わっているかという、非常に道教委は楽な状況でいるだろうと。ここに向かって砂川の教育長も、それから市長も、前のときは町内会を回って署名活動までやって間口復活に動いたのです。そこまでしてもいいぐらいな状況だと私は思っているのです。もしも砂川高校が2学級になったら、先生方の配置もなくなってくるし、単位制の魅力が一気に少なくなってしまうということは分かっているはずで、教育長も前におっしゃったとおりで、2学級になったときに単位制はどうなるのですか、教育長。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 全て2学級になった場合も単位制学校ということにはなりませんけれども、ただそこに付随してくる加配の部分、これが一気に全てということにはならないかもしれませんが、徐々に加配が少なくなっていくと単位制で行われようとしていた教科のその数が減っていくだろうと。もし万が一全て2学級になったら、そういうことは想定されます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も文部科学省にも道教委にも聞いてみました。単位制にとって1学年当たりの8人以上というのは物すごく大きなラインなのです。つまり3学級ないと加配がなくなるのです。加配がなくなってしまうたら、単位制の教科をいっぱいつくということもなくなってしまうのです。ですから、もう瀬戸際なのです、今。その瀬戸際に向かって、私はあえて戦略と書きましたけれども、つまり3学級を確保するための戦略なのですけれども、戦略はどう考えてらっしゃるのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 3間口への戦略ということですが、まずは9月の道教委が策定する計画に向けて、ここを2間口から3間口に復活をしていただくというところがまず第1弾目ですので、この配置計画については7月中にも第2回目が開かれると、これは例年の例ですけれども、そうしますとそこでももちろんお話しはするのですが、先ほど申し上げたように、地域各団体の総意をもって道教委のほうに要望を提出したいと思えます。実際に今はそこが成立しておりませんが、実際には口頭ではありますけれども、4月末には空知教育局の局長に直接お会いをして、口頭でこの部分は何とか応援をしてほしいということで、確認をいただいております。それから、連休明けには本庁、道教委の担当の課長さんと恐らく20分ぐらいお話しさせていただいたと思えますけれども、砂川市の思いについては十分お伝えをさせていただきました。ただ、2年連続ということになりますと、

この地域ですとか砂川高校の魅力をどうするのだというのは多分に必要なので、その部分
はこれからもし要望されるのであれば、その部分も踏まえて検討いただきたいというお話
もいただいておりますので、少なくとも道教委のほうにもきちんと砂川市の考え方は、口
頭ではありますけれども、お伝えはさせていただいているということでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 実は砂川高校は、今年の3月は3間口ですから120定員のところで6
5名しか入学をしていません。81人にするためにはあと16人足りなかったのです。普
通で考えていくと、滝川高校は来年度は1間口が減りますので、1学級減るので40人余
るのです。今のままでいけば、砂川高校オーケーかもしれないのです。40人入れなくな
るのですから、滝川高校に。ただ、滝西だとかいろいろなところ、今年に限って言うと、
29人の子供たちは滝川に行かれなくなる可能性があるのです。そうなれば、その子たち
が砂川高校に来てくれれば81人は確保できるのです。そこで僕は安心をしたのですが、
残念ながら来年度の中学校の卒業生は、深川を除いて今年より65人下がることになりま
す。ということは、今のままじっとしていたら、滝川高校の普通科が1学級減ったとし
ても、その余った人たちが砂川高校に来てはまだ足りないのです。つまり来年もう一回3学
級にできずに2学級になったら、これはもうアウトですよ、絶対。それぐらい今は緊迫し
た緊張した状況だと私は思っているのですけれども、教育長、真剣にこれだけは頑張って
ください。私が幾ら言ったって駄目なので、教育長、教育委員会がしっかりと高校と綿密
に話をさせていただいて、何とか3間口、3学級を確保するような方向でいってほしい
と思います。そして、砂川高校に来た子供たちが砂川高校を卒業してよかったってみんな
に言えるような学校をぜひつくってほしいと思います。

2点目に入ります。2点目の件なのですけれども、教育長は先ほど特別なそんな意図は
ありませんっておっしゃっていたのです。総務文教委員でもない私がどうしてここが分か
るかといえば、総務文教委員会の音源を聞いていてびっくりしたのですよ、何でこんなこ
とまで今の段階で言うのだらうって。教育長は、普通に適正配置の基本計画の説明をされ
ていました。それが私たち議員にも配られているこれですけれども、これを最後まで説明
して、それで終われば別に私はこれから説明会に入るのだなで終わるのです。ところが、
私がテープを書き起こしたこの文章なのですけれども、なぜ今の段階で義務教育学校設置
の場合は小学校建設は砂川中学校の隣接地に建設する計画でありますかと、まず聞きたい
のは、ここで教育長があえて言った砂川中学校隣接地はどこなのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 隣接ということになりますので、今の砂川中学校の敷地内、ある
いは道路を挟んででもつながった場所ということで、この場所自体はまだ決定されてお
りませんので、一応隣接地という考え方だけお示ししたということでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 隣接地といたって、道路を挟んだ隣接地といたって、今は物が建ってしまっているし、住宅も建ってしまっていて、特別なので、多分中学校の敷地内のことを言っていると思うのです。おまけに、その場合に渡り廊下等で結ぶ構造とするか、一部機能が一体となった構造とするかを検討することとしています。何でここまで今の段階で話せるのですか。これから何しようかといったら、この基本計画をPTAや地域住民のもとに行ってまず説明しようという段階です。この計画の中に何が書いてあるかという、取りあえずこれから子供たちが少なくなっていくので、今ある小学校の5校を1校にし、今ある中学校2校を1校にしていきたいと思っていますということを言いに行くのでしょうか。これだけだって大変なことです。多分地元の人たちにとってみれば、俺らが今まで大事にしていた小学校がなくなるぞと、本当になくしていいのかという議論になってくるはずなのです。そこを経ながら、皆さんに理解を得てもらって、次どうしようかという段階の中で、あなたは最後の言葉で言っているのですよ、ここを。こんなことを言っていないではないですか、幾ら教育長の立場だからといって。全くPTAや地域住民の意思、思いを無視した発言です、これは。ぜひ撤回をしてください。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 今配置基本計画の関係をお示しいただきましたけれども、この8ページの中には、基本的に義務教育学校の方向を目指すというのがここには書かれております。それで、教育委員会会議の中では、今の義務教育学校だけではなくて、スクールバスの関係も協議をした経過は総務文教委員会のほうにも説明をさせていただいています。ですから、地域に入ってそれがどうなるかというのは、これはPTAあるいは地域のご理解をいただかなければ先に進まないというのは私自身も十分承知をしておりますけれども、教育委員会会議自体が公開をさせていただいています。ですから、そこで公開されたものを総務文教委員会のほうに報告をさせていただいたということですから、これから先も教育委員会会議で公開の場でお話しした内容は丁寧に総務文教委員会のほうには説明をさせていただきたいという考え方でございますので、この発言を撤回するという必要性はないと私は考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、もう少し言いましょうか。砂川中学校の敷地内に新しい5校を統合した小学校を建てようまで言っているわけです。本当に建つのですか、あそこの中に。新しい5校を1校に統合した小学校は、体育館はないのですか、プールはどうするのですか。想像してみてください、砂川中学校。これは3月のときもたしか言ったのですけれども、そこを渡り廊下で結ぶか、一体的にするかというところまで教育長はお話をされているのですけれども、ある程度のイメージ、教育委員会の中ではしっかりとしたある程度の配置ぐらいのことを考えた上で、こういう公的な場所での公的な発言をされているとは私はとても思えない内容なのです、これ。グラウンドはどこに造るのですか。教育長、義

義務教育学校を目指すのであれば、そんな中途半端な学校でいいのですかと私は思うのです。教育長、義務教育学校を目指すという思いはあるのだと思うのですけれども。そんな中途半端な義務教育学校を教育長は望んでいるのですか。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 私の発言で今ご質問を受けているわけですが、実際には基本的にこの計画に基づいた発言ということですので、これからのPTAあるいは地域との協議の中では義務教育学校まで至らないということは十分に想定はされます。ただし、ここに書かれている部分の道筋については議論の中でお示しをさせていただいたと、それも少なくとも教育長が個人的にお話をさせていただいたとは思っておりませんので、全て教育委員会会議で協議をしたものを常任委員会で報告をさせていただいたということですから、最終的に義務教育学校になるかどうかというのはこの計画どおり進んだ場合であって、そうでない場合も十分に考慮しなければなりませんので、その先のことまで確定的には、いわゆる協議もなしにお話をするという時点では今はないと思います。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 時点ではないから、こんなこと言うなと言っているのです。どうして新しい学校を砂川中学校の敷地内に建てる、あるいはそれを廊下でつないだり、機能が一緒になるような校舎にするなんていうことまで今の段階で言えるのですかということを知っているのです。こんなことを今言う必要ないでしょう。言っては駄目でしょう。これから統廃合を地域に入ろうとしているときですよ。教育委員会自体がおかしいでしょう、今の時点でこんなところまで決め込んでいってしまって、しかも議会の委員会で話をしたから議会は納得してもらったという話になりかねないではないですか。とんでもないですよ、こんなの。ぜひ撤回してほしいと思うのですけれども、もう一つ、仮にこの理論でいったとしたときに、砂川中学校は平成7年に建設しました。もう今既に25年たっています。この計画からいくとあとまだ令和9年ぐらいまでにならないと新しい学校はできないスケジュールになっているのですけれども、そうするとまたあと7年たつのですよ、砂川中学校が。そうしたら、砂川中学校は32年経過するのです。小学校は新しいのができます。32年経ったときの砂川中学校といたら、もうそろそろ大規模改修か建て替えかを考えなければいけないような時期になるではないですか。これも変でしょう。何で無理やりそんなところに押し込んでやろうとするのか、それをあえて公的な場で公的な発言を教育長はされたのか、ぜひ撤回してください。撤回できませんか、もう一回聞きます。

○副議長 増山裕司君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 少なくとも教育委員会会議で議論を重ねた部分ということでございますので、撤回するという意思はございません。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、もし義務教育学校がいいのであるならば、新しい建設地に新しい

しっかりと義務教育学校を造ってほしいと思います。今後の将来ある砂川の子供たちがすばらしい環境の中ですばらしい教育を受けてもらうことを切に望んでいます。そのためには中途半端な学校づくりだけはしないでほしい。ぜひとも公的な場所での公的な教育長の発言を撤回することを望んで、この質問は終わります。

最後の質問になるのですけれども、市立病院の関係なのですが、先ほど事務局長からお話があったのですけれども、患者数の減が相当厳しいと思います。お伺いしたいのは、多分コロナの要因なのだろうと思うのです。まず、このとこだけもう一回確認させてください。どうしてこんなに入院患者も外来患者も減ってしまったのかをお伺いします。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 昨日の辻議員の質問にもお答えさせていただいておりますが、例えば小児科の患者のお子さんの微熱による電話による対応が増えたとか、あとは整形外科のリハビリの患者さんが減っている。こういったものは、コロナの影響による病院受診控えみたいなものが影響しているものと思います。また、入院のほうでも急がない手術等に関しては先送りされておりますので、そういった部分も含めて入院、外来共にコロナの影響による患者数減というものはあると考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 事務局長も以前から、砂川市立病院は外来患者を減らしていかなければならないですというお話がありましたよね。医師の過重労働等も含めて、特に内科とか整形とか、外来患者を減らしていかなければいけないのだというお話もあったので、それとこれとは結びついていないのかどうなのか。このぐらいの患者減は、特に外来ですよ、想定範囲の中なのかどうかというところもお伺いしたいと思います。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 平成30年1月からだったでしょうか、内科と循環器内科について初診時の選定療養費の値上げをお願いするとともに、逆紹介を推進しながら医師の負担軽減を図っていきたいということでこの間お願いをしてきております。今回のコロナによる患者減とこれまで逆紹介を推進していくというところの考え方でございますけれども、根本的に私は違うと思っております。これまでの逆紹介を推進して外来患者を減らして医師の負担を軽減したいというのは、あくまでも症状が安定している人、砂川市立病院ではなくてもかかりつけ医で受診できる方々はそちらのほうに行っていただきたいという、そういう趣旨でのお願いでしたので、単なる数合わせということではなくて、当院でこれだけ患者さんがあふれている中で、症状が安定していれば、かかりつけ医で診てもらうので十分で、何かあったら砂川ですぐ診ますから、そういった患者さんを減らしたいという趣旨でしたので、今回のとは違うとは思っております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 特に入院患者の減り方が大きいですよ。もちろん先ほど収益の関係の

お話もお答えいただいたのですけれども、コロナの影響は大きいのかなと思うのは、私も調べてみたのですけれども、前年同月比ということなのですけれども、1月はプラスだったのですよね、4,500万ぐらい。でも、2月に入って入院、外来とも2,700万ぐらいになって、先ほどの答えどおりで、4月は入院、外来だけの数字で言うと私が調べた限りでは8,800万ぐらい、落ち込んでいるということになって、4月と5月で比べると4月の入院患者が1,700人ぐらい減っているのに比べて5月が2,700人まで減ってしまっているのです。そして外来患者の場合は4月が3,500で5月は5,000人超えまで減っていると思うのです。こうなると、4月の場合が8,800万、私の計算ですけれども、5月の場合は軽く1億超えるぐらいの収益減ということになるように私は予想するのですけれども、この辺はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 5月の確定数値はまだあれなのですが、手術件数も4月と同じようなこともありますし、5月はゴールデンウィークとかもありましたので、4月以上のものが出てくる可能性はあるとは思ってございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それで、うちの名誉院長である小熊先生も、自治体病院の会長さんというのでしたか、国のほうに向かっていろいろ発信していただいているのも読んではいらぬのですけれども、ただ国の今回の第2次補正予算を見ても、しっかりとコロナの感染症対策をしている病院に対して、その損失分の補填があるのかどうかということをはっきり言えるような内容の2次補正ではないように私は思うのです。医療機関に対してのことはあるのだけれども、働く人たちに対しての慰労金だとか、診療報酬の引上げがあるにしても、コロナの関係、あるいは機器を導入するということがメインで、よくある持続化給付金みたいに、これだけ減ったのだから、この分はあげますよという2次補正ではないものですから、このままでこれだけ落ち込んでいったら、砂川市立病院は大変なことになると実は思っています。だったら感染症の指定なんかやめたほうがいいのではないかなと思うぐらいなのですけれども、でも現実的には地域のためにはここはなくてはならない病院だということも理解しているのですが、国からの支援というのは病院の関係としては何かしつかりとした情報が入っているのでしょうか。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 国からの支援ということでございますが、今はっきり分かっているのは緊急包括支援事業交付金というのがありまして、それは緊急的に必要な感染防止であったり、医療提供体制を整備するために必要な補助、当院も申請していますけれども、例えば医療機器を買ったりとか、防護服を買ったりとか、そういったものには補助が今あります。それと、地方創生臨時交付金のほうでも、宿泊施設の確保であるとか、紫外線滅菌のシステムを買うとか、そういったもののメニューはあるのですが、病院の減収

分の補填を直接するというそのものについては今盛り込まれておりません。それで、小態名誉院長が会長である全国自治体病院協議会もそうですけれども、国費による財政支援というのを国に求めておりますし、より明確に言っているのは全国保険医団体連合会、保団連というところなのですが、ここは減収分を国に補填してくれという、6月に入ってからだったかと思いますが、最近になってそういう声も上がってきていますので、国のほうは取りあえずはまず医療体制をきちんとするというところに今整備がされていると思うのですが、これから医療機関をなくすわけにはいきませんので、そういったところの補填がどうなるのかというのは今はまだ明確ではありませんが、そういう動きが出てきているということは分かっております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これはこのままで、一気に患者さんたちが戻ってくるという可能性はまだまだないのだろうと思うものですから、このままずると何千万もの損失が出ていってしまうと、うちはまだ自治体病院としては貯金がある珍しい病院ではあるのだけれども、この病院が傾いてしまうと砂川市全体に大きな影響を与えるということでもあるので、小態院長もいい位置にいらっしゃるし、何とか病院としても国のほうに向かって、損してしまっている部分を何とかしてくれと言うしかないのだと思うのです。そこら辺のところをぜひ強力にアピールして行ってほしいと思うのです。

あと、地域でどうなのかという最後の質問なのですが、市立病院はコロナ病床、コロナの病床と言ったら変ですが、感染症として使えるのは11床ですから、院内感染が一番嫌ですが、例えば介護施設なんかでのクラスターが発生してしまったりすぐに満床になってしまうような状態だと思うので、現時点で中空知のそれぞれの病院の院長先生、あるいは首長さんが話しているのかどうか分かりませんが、そんな動きは今のところあるのかないのかお伺いします。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 保健所の会議の中でコロナ対策もやっているのですが、それぞれの病院でどう対応できるのかということは話をしているというのは聞いているのですが、その結果どうなったのかというところまでは我々はまだ現時点では把握はしていません。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 コロナ感染症は手ごわい相手とよく言われていまして、いつ砂川でも、また中空知全体としても発生するのかというのは分からない状況だと思うので、11床ではいっぱいになってしまう可能性がある中で、こんなときこそ中空知全体の医療を守るといっても含めて、ぜひとも全体での話というのを早急にして行ってほしいと思うのですが、事務局長のその辺のお考えを最後にお聞きかせください。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 確かにこの地域でクラスター等が発生すると今当院にある11床で足りるのかという問題は、絶対に避けて通れない問題だとは思っております。もちろんこの管内で協力いただける病院、医療機関があればいいのですが、仮にそうでないとしても、軽症あるいは無症状の方であれば、札幌のアパホテルでしたか、670室ぐらいあると聞いているのですが、そこを臨時の医療施設にできるということにも今なっているようですし、あとは最終的には当院のほうでどこかの病棟をコロナ用に転用するとか、うちはやっていませんけれども、ほかの地域では1つの病棟を全部潰してしまうということをやっているところも実際ありますので、それは発生の状況を見ながらケース・バイ・ケースで考えていきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 増井浩一議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

増井浩一議員。

○増井浩一議員 (登壇) 通告に従いまして、1点について一般質問を行います。

砂川パークホテルについてであります。砂川唯一のホテルである砂川パークホテルが新型コロナウイルス感染症の影響により経営が苦しくなっております。砂川パークホテルは、今から34年前、地域の有志が「地元で結婚式を！」という思いから、有志1人当たり平均1,000万円を40人で出し合い、4億円を集め、建設されました。以降、念願の結婚式をはじめ、市内各団体の総会や懇親会、市民の法事の間としての機能を担い、市内唯一の椅子席での宴会ができる場として、市民にとって欠かすことのできないホテルとしてその存在感を発揮してきました。しかしながら、人口減少とともに利用客は年々減少し、常に試行錯誤しながらの経営状況下の中での今回の新型コロナウイルス感染症の影響は大打撃であります。全国的に見ても新型コロナウイルス感染症によるホテル、旅館業の倒産、廃業件数は40件に迫り、まさに一番影響を受けてしまった業界と言えます。

砂川パークホテルは、さきに説明したとおり、市民有志により建設され、それ以降一度も出資者へ利益配当されることなく、時には寄附やいわゆる「持ち出し」を経て現在に至っています。仕入れ先には地元業者を長年にわたり利用し続け、また砂川福祉会への特価料金での配食業務を担っており、一企業とはいえ、他には類を見ない公共性の高い企業だと感じております。もちろん現在も存続へ向けて様々な取組がされています。社長の給与100%カットをはじめ、従業員の給与も一部カットされていると聞いています。さらには、今後一口株主制度などを導入し、「砂川市民ホテル」としての道も模索しているとも聞いております。新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの国、道、市の支援は売上げベースでの算定方法が用いられているため、そもそも利益率が低い経営を行って

るホテルにとってはその公共性の高さからさらなる逆風となり、国の持続化給付金や固定資産税の減免措置が受けられない状況にあります。他の自治体ではこういった市内唯一の公共性の高いホテルへ自治体が支援するという事例もありますが、市は、現在の砂川パークホテルに対してどのような考えを持っているか伺います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私から砂川市のパークホテルに対する物の考え方、今回の新型コロナウイルスに対する減収の補填についての考え方について申し上げたいと思います。

私も市長になりまして9年目を迎えて、なった当時に要請のあった総会、新年会は全部出ると宣言して、2年目のときに1月から2月までは新年会、それ以降5月まで総会も全部出ましたけれども、私の出たところの9割はパークホテルと。そこで一次会が開かれると、そこからそれぞれのスナック等に流れていくと。砂川の経済の一方の部分ではホテルがその役割を担っているのだと、市内に一つしかないホテルということで、その重要性は市長になったときに認識したつもりでございます。ただ、ホテルも株式会社でございます。行政が株式会社の赤字補填に公費を出すというのは地方自治法の公費の支出に反するという判例が出ておまして、いわゆる経常経費に対する支援というのは市はできないわけでありまして。ただ、他市で支援をしているというのは、砂川のようにホテルが1軒しかない。いろいろな団体がそこを通して会議を開く、または食事をする、総会などを開く、またはそこに市であれば全道市長会の会議なんかを持ってきて、そこでやるという公共性を持つ分野もある。ですから、認められるだろうと思われるのは、そういう公共性のあるホールというのですか、そこに対する改修に対して補助をするというのは、議会の議決があること、または市民のある程度の総意がないと監査請求されると判例的には負けてしまうというのがございます。

大変いざいところはありますが、ただ今回の新型コロナウイルスによる影響でございます。全ての業種が、北海道の場合は特に2月28日に知事がいわゆる緊急事態法に基づく宣言を行ったものですから、本州に比べると1か月以上早く経済活動が止まってしまった。特に影響が大きかったのは、議員が言われるとおり、ほとんど固定経費が毎月出ていくホテル業界は非常に大きな影響を受けているというのがございます。ただ、国の持続化給付金、それから道の休業協力金というのですか、ここに流れている根底の考え方は赤字補填はしない。一定の額で区切っていて、くどいようですが、知事も言うし、国のほうでも赤字補填ではないのだと。だから、我々自治体が困ったのは、1次で配分された地方創生の臨時交付金、何を根拠に出せばいいのだと。額の制限がおのずから国は個人の場合100万、道は30万しか出さないと、その中で各自自治体というのは根拠を見つけるのにすごく苦労したというのがございます。

ただ、砂川市が私が前もって言っているのは、国、道でやらない隙間をどうやって埋め

ていくのだと、そこのところを大事にしたわけで、50%以上減ったところについては法人は200万、個人は100万、それから道からは救急要請があったところについては30万、20万、10万とお金が出ると。そうでない休業要請も何もないところで被害を受けている会社なり団体があると、それをどう救っていかうかというのがもともと砂川市の発想の根底でございまして、1次のときに議員の皆様にお示ししたのは1つだけ変わった点がございまして。従業員の多いところをどうやって救おうか、そこは人件費も含めて固定経費が多いと、だけれどもそれを救う手だてというのは国のほうではあまり示していないと、固定資産税を減免する制度はあるけれども、それは資本金が1億未満のところしか該当させないと、それを少しでも超えると幾ら落ちてても固定資産税の減免もないと。どこかで国は線を引かなければならなかったのでしょうけれども、そういうはざまの中で地方にあるホテルについての影響というのは、ホテル業界が国に、その連合会というのですか、それを言った理由も分かります。ホテル業界というのは人件費を含めて固定費の割合が非常に高いと。だから、1次では何とか70万、50万、30万という制度をつくりましたけれども、私の知る限りでは道内でそういうやり方をして出した例はありません。恐らく砂川だけだと思います。

ただ、2次の中ではほかの市町村とか本州でもそういう例が出てくるのだろうと、ホテル業界は厳しいものですから。そして、今第2次の地方創生臨時交付金が二、三日中には、国会を通りましたので、配分が決まるのだと思いますけれども、2兆円規模でどのぐらい砂川市に来るのかというのはまだ分かっておりません。第1次ときには1億1,000万ほど来ましたが、それぐらいは来るのか、増えるのか、都道府県のほうにもっと行くのかという、情報がはっきりしないものですから、決まった段階で、そのお金を使いながら、国の持続化給付金、あまりにも省庁を巻き込まないでやったものですから、農業も含めて使えなくて、今制度設計を各省庁が入りましたので、農林水産省がそれではまずいということで入ってくるし、厚生労働省が入ってくれば雇用調整金についても労働者側から請求できるような、今のものでは全然使えない状態になっているということで、制度が変わってくるので、2次の配分の中で私の思いとしては、経常的なときではなく今はコロナで大変なときだから、ある程度2次の交付金を使いながら救えるところについてはやれる方向で、頑張っただけ職員といろいろなメニューを探しながらやろうという考えは持っております。

前段のほうで余計なことを言いましたけれども、ホテルのことを思う気持ちは私も同じでございまして、それをなくすことによって及ぶ影響というのは非常に大きいというのもございまして。増井議員は大変な思いで一般質問されたのだろうと思いますけれども、この内容が外に流れていって、うちのホテルの存在価値が分かっていない市民の方に理解されることも必要かなと、行政も出すのに苦しい制約はありますけれども、平常時はできなくても今コロナ感染症の対策費が来ていると、その中に理屈をつけながら何とかしていこう

と考えておりますので、その点でご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長 増山裕司君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 ありがとうございます。市長の思ひを受け止めました。市内唯一のホテルということで、砂川市民の多くがホテルを必要としていると思ひますので、できること、できないことがあろうかと思ひますけれども、最大限の支援をお願いしまして一般質問を終わります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従ひまして一般質問をしまひります。今回は大きく3点についてであります。

大きな1点目といたしまして、健康診断の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴ひ、乳がん、大腸がんなどの集団検診や個別検診、そして国保特定健診の実施中止または変更となる状況であります。そこで、以下について伺ひます。

- (1) 2020年度砂川市各種健康診断の実施日程への影響について。
- (2) 健康診断の実施中止や変更による取組について。
- (3) 健康診断を利用される市民への影響について。
- (4) 健康ポイント事業への影響についてであります。

大きな2点目といたしまして、乳幼児の予防接種についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大による影響として、乳幼児の予防接種実施が減少していると言われております。市の乳幼児予防接種実施状況について伺ひます。

大きな3点目といたしまして、LED照明の導入についてであります。市内の各コミュニティセンターや各老人憩の家では、現在も白熱灯、蛍光灯、そして水銀灯が使用されております。LED照明については、電気使用量や電気料金の軽減へとつながります。そこで、以下について伺ひます。

- (1) 市内の3か所のコミュニティセンター内で使用されている照明器具のLED照明への取替えについて。
- (2) 各老人憩の家で使用されている照明器具のLED照明への取替えについてであります。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1、大きな2、大きな3の(2)についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の健康診断の取組についての(1)2020年度砂川市各種健康診断の実施日程への影響についてであります。国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域に全都道府県が指定された4月16日以降に予定しておりました後期高齢者健診、女性のためのバスツアー健診、乳児健診及び3歳児健診につきましては延期または中止し、

6月に実施予定の国保特定健康診査及び7月に実施予定の乳がん、子宮がん、大腸がん検診につきましては、結果的に緊急事態宣言は5月25日に解除されたものの、周知期間、申込み期間が緊急事態宣言中の5月中であり、札幌市にある北海道対がん協会への委託により実施しているため、クラスターが多数発生し、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を強く要請されたことから、延期したところであります。

次に、(2)の健康診断の実施中止や変更による取組についてであります。中止した女性のためのバスツアー健診の申込み者につきましては、11月に実施する女性のためのバスツアーのほか、申込み人数によっては予備日を設けるなど対応することとしており、また5月の実施を延期した後期高齢者健診につきましては6月に再開をしているところであります。また、国保特定健康診査は、10月に日数と受付時間体を増やして対応することとしております。

次に、(3)の健康診断を利用される市民への影響についてであります。各種健診につきましてはそれぞれ延期して実施するなど、再開または受診機会を設けることとしておりますので、受診機会は確保されていると考えているところであります。

次に、(4)健康ポイント事業への影響についてであります。今後予定どおりに健診等のポイント対象事業が実施可能であれば、昨年度の事業開始も7月であったことから、また今年度のポイントの対象事業には体重と血圧記録を1か月以上記録することでそれぞれポイントが獲得できる事業も追加していることから、現時点では影響はないと考えているところでありますが、今後の感染症の影響を注視しながら対応してまいります。

続きまして、大きな2の乳幼児の予防接種への影響についてご答弁申し上げます。乳幼児の予防接種につきましては、現在全て市内医療機関での個別接種であり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域に指定された以降も各医療機関で予防接種を受けられる体制を維持しているところであります。予防接種の実施状況についてであります。令和2年3月から5月までの乳幼児の予防接種件数は延べ525件であり、昨年同期間と比較して2割弱減少しております。この期間中に予防接種対象となっている乳幼児数が少ないことが影響していると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の影響としては、5月に予定していた3歳児健診を6月に延期したことにより、健診時に配付する日本脳炎の間診票等の配付時期が遅れたことが要因と考えられているところがございます。

続きまして、大きな3のLED照明の導入についての(2)各老人憩の家で使用されている照明器具のLED照明への取替えについてご答弁申し上げます。現在使用しているLED以外の照明器具や電球につきましては、省エネルギーを推進する国の動きに合わせ、蛍光灯を除き、大手国内メーカーは生産を終了しているところがございます。現在使用している照明をLED化すると一般的には基本料金を除き、使用料金が6割ほど軽減されると言われており、電気料金の減は施設の円滑な運営につながり、また電気使用量の減は省

エネルギー対策にもつながることから、今後LED化につきましては、指定管理者と協議した中で検討してまいりたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私からは、大きな3のLED照明導入についての(1)市内の3か所のコミュニティセンター内で使用されている照明器具のLED照明への取替えについてご答弁申し上げます。

市内3地区のコミュニティセンターの照明器具は、現在軽スポーツ室や研修室など、それぞれの用途に合わせて水銀灯をはじめ、蛍光灯や白熱灯などが使用されているところがあります。使用されている照明器具のうち、水銀灯については水銀による環境の汚染の防止に関する法律が制定され、本年12月31日以降の製造や輸出入が禁止されることから、国内製造メーカーからは今年中の製造中止が発表されているところであり、蛍光灯などについても省エネルギーを推進する国の動きに合わせ、大手製造メーカーからは照明器具の生産を順次終了することが発表されている状況であります。国では、LED化について消費電力を大幅に抑えることができ、電球も長寿命であることから、省エネルギー対策として推進しているところでもあります。水銀灯などの交換用ランプにつきましては在庫分の販売は継続されるところでありますが、今後は入手が困難となることが想定され、LED照明は省エネルギー対策としても有効であり、維持管理経費の軽減につながりますので、LED照明器具の取替えについては取り組んでまいりますが、取替えには多額の経費も要することから、計画的な対応を図ってまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、まず大きな1点目の健康診断の取組についてということで小さく4点について聞かせていただいたところであります。(1)の2020年度砂川市各種健康診断の実施日程への影響については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って中止をしたり延期をしたりといった状況になっているということを改めて実感させていただきました。また、健康診断の実施日程については、今年令和2年でありますけれども、4月1日から来年の3月31日まで1年間の日程スケジュールというのがもう出来上がって、私たちのほうにもたしか広報すなわで特別に配布していただいているかと思っております。基本的には、コロナの感染によって多少の変更はあるけれども、これからの状況を注視しながら今後しっかりとやっていくということで、この日程についての影響については分かりました。

(2)の健康診断の実施中止や変更による取組についてということで、今ほど答弁いただきましたけれども、延期された中には女性のためのバスツアー健診、バスツアーはたしか春と秋に行われておりまして、春が札幌で、秋がたしか旭川のほうに出向いてといったことになっているかと思えます。それと、後期高齢者健診、5月は中止ということで、あと個々の特定健康診査については本来であれば6月に毎年行われている部分が10月に日

数とか時間帯も含めて延期してというか、対応していくということで分かりました。

そこで、まずは先に後期高齢者健診については5月は中止でありましたけれども、6月は再開をされたということなものですから、たしか後期高齢者健診については毎月上旬の10日間を使ってやられているということなので、もう先頃終えたのかと思っておりますけれども、まずは6月の後期高齢者健診の状況はどのような形だったのかということをお尋ねも含めて聞かせただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 後期高齢者の健診についてでございます。

1回目の答弁でもご説明したとおり、5月は中止をしております、この5月に申し込まれた方が9名いらっしゃいました。それに加えて、6月、今月は19名の申込みがございましたので、両方、5月分を加えた人数、6月1日から10日まで実施したところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 後期高齢者健診自体も大変大切な健診であると私も受け止めております。今ほど答弁をいただきまして、5月は休止でありましたけれども、9名の予定があつて、6月は再開をして19名にプラス5月分の人方も合わせて28人の利用があつたということで、分かりました。

それと、女性特有のがんの関係があるのかと思えますけれども、女性のためのバスツアーということで先ほどお話しさせていただきました。春と秋に年2回実施をされております。ただ、5月、春については今回は中止をされているということで、昨年女性のためのバスツアー健診自体は利用を含めてどのぐらいの人数だったのか、これも聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 女性のためのバスツアー健診でございますが、時期につきましては今年と同様5月と11月でございます。5月につきましては36人、11月につきましては38人の参加がございました。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 事務報告書ではこの辺がよく見えなかったものですから、昨年においては春、5月については36人が利用されて、秋、11月については38人の利用。今回は、春は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大の影響ということから、女性のためのバスツアーは中止ということになったわけでありましてけれども、秋に今後予定をされておりますけれども、昨年の状況を見た中でも、そうすると秋に参加をされる女性の方たちというのは結構増えてくるのかなと受け止めるのですけれども、ただ宣言が解除されたという状況でありますけれども、このような状況の中でこのバスツアー自体の実施方法というのか、例えば昨年の事例でいくと合わせると74名、70名以上の方が参加されている

ということなものですから、そうすると、たしかバスがふれあいセンターのところまで来て、そこに乗っていただいて今度健診の場所まで行って、そしてまた帰ってくるということになると、バスの大きさだとか、新型コロナ感染症の関係から3密といった部分も含めて大変心配するところでもありますけれども、秋の話でありますけれども、今の段階でこのような方法も考えているのだということがあれば聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 先月5月に実施をする予定でございましたので、中途までは申込みを受けておりました。実際に申込みを中止するまでの人数は手元にはございませんが、前年並みの申込み状況だったと考えています。議員おっしゃるとおり、春と秋を合わせると70名程度の人数が今年も見込まれております。1回目の答弁でも説明したとおり、人数によっては予備日を設けたいと考えております。また、設ける場合も、バスの定員にもよりますけれど、3密を防ぐような対策を講じた上で、安心して受診してもらえような体制で実施したいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 女性のためのバスツアーということで、先ほどの答弁もありましたように改めて予備日も設定していきたいということでもありますので、より一層多くの女性の皆さんがしっかりと利用できるような形で、また新型コロナウイルス感染症についてもしっかりと対応しながらやっていただきたいと思っております。

先ほどの中にもありましたように、国保の特定健診についても本来であれば6月実施、今年であれば6月の実施は6月9日から6月15日が実施予定であったと、これはふれあいセンターで受ける集団健診という形であったかと思えます。ただ、残念ながら今年については6月については延期という形になるかと受け止めましたけれども、今後10月実施の健診日程についてどのような形になっていくのかというお話をしながら、私も毎年国保の特定健診を受けておりまして、もう既に10月に向けて案内通知がついたこの間届きました。大まかなことが書かれてはいるのですけれども、この機会に10月に6月分も含めた健診をされるということなものですから、この健診の日程、内容等について分かる範囲でいいのですけれども、聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 特定健診でございます。例年で申しますと6月と10月にそれぞれ、6月が7日間ですか、10月が3日程度実施しているところでございますが、6月が取りやめ、10月に延期になったということで、今年につきましては10月の健診につきましては1週間、7日間を予定しているところでございますし、例年時間帯につきましても6時から11時まででございましたけれど、今年につきましては6時から12時に時間を延長して対応してまいりたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 本来であれば6月に健診ができればよかったですけれども、このような状況からできないということで、10月に先延ばしをして、秋の特定健診と併せてというお話かと思っております。10月2日から7日間を予定しているということで、例年よりは1時間長く、朝6時から、今まで11時でしたけれども、12時ですから、砂川の場合はたしか対がんセンターの皆さんに来ていただいているいろいろな対応もされているかと思っておりますので、そうするといつになく長時間になるのかと思っております。

そこでお伺いしたいのが、私は毎年参加していますが、受付番号票があるのです。番号票がたしか20枚ぐらいありまして、行くたびに番号を取って、番号ごとに呼ばれて受付をするというような、予備受付をされているのですけれども、6月に実施ができなかった。10月は期間も長くして時間も1時間延長して対応する中で、6月に受診している方たちが多かったのかと思っておりますので、そうすると大勢の皆さんが受診をするような形なのか。ただ、たしか今は予約制で、前年度に受けると自動的に受付をするために予約票が届くという仕組みではあるのですけれども、心配なのは、いつもと違い大勢の皆さんが短時間に来ることになってしまうのではないかと。受付をするとき、また待っているとき、さらには健診を受けるときも3密の関係が出てくるのかと思っておりますから、例えば1時間で何人ぐらいと考えたりとか、3密、コロナ対策としてどういうことを考えているのかもしあれば、聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 実施の体制ということでございますが、対がん協会からも時間単位の受付定員は3割程度減らしてくださいということも言われておりますので、こういったものを取り込みながら、例年6月、10月と合わせて10日、11日実施しておりますけれど、トータルとしてその時間帯が全てびっしりとなっているわけではございませんで、6から7割程度の人数でございます。今年につきましても、去年と今年のトータルのキャパシティーといいますか、受付の人数は大体同じような形でございますけれども、そういった実態、去年までの実態を踏まえますと、今年の10月の実施については人数的には3密の対策にはなろうかと考えておりますけれど、まだ10月まで時間がございまして、ふれあいセンターの職員、担当と協議をしながら万全の体制で実施してまいりたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 始まる前の受付も、ふれあいセンターの玄関のロビー、結構皆さん座っている状況がありましたので、または受付をするときも椅子を用意してやられていますから、今の北海道新スタイルの関係の状況も踏まえながら対応されるのかと思っておりますけれども、秋の開催でもありますので、この辺しっかりと対応方お願いできればと思っております。

それで、一応ここで確認させていただきたいのは、ちなみにの昨年の国保特定健診の受診者というのはどのぐらいの人数だったのかというのが分かるのであれば、聞かせていた

だけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 昨年の春と秋の集団健診というところできくりますと、市独自の若年者の39人を含めて845人に健診を受けていただいているところがございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 昨年は845人ということで、そうすると前年度に受診をされた方たちというのは今回既に通知、案内等は届いておりますけれども、その人方にまずは届くかと思っております。①と②とありまして、②のところは今まで実施をされていない方についても受けてください。そのときは、事前にふれあいセンターなり担当のところにご連絡くださいということでも載っていたかと思っておりますので、それを考えると新しく受診していただく方たちも含めると、昨年は845人ですけれども、それ以上になってもおかしくないのかと受け止めておきたいと思っております。ただ、対がん協会からは、受診をされる方についてはその時間帯も含めて3割ほどと考えていただきたいということでもありますので、日数だとか時間延長もされる中でやっていただけるかと思っております。

それで、秋は10月2日から8日にかけて実施をするということですが、今年の前定で言いますと10月5日から8日が実施予定日であった国保特定健診、健診をするとその後必ず健診結果説明会が予定されておまして、今年の秋の前定だと11月9日から12日になるかと思っております。ただ、今年は6月が実施できなかった関係もあるので、この辺結果説明会の日程等については今年考えられている前定どおりになっていくのか、もしくは多少この辺は期間を延ばしたりとか、いろいろなことがあるのかどうか、その辺も聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 健診の結果説明会の日程でございますが、例年秋の健診の結果説明会につきましては4日間程度実施させていただいております。今年につきましては、6月の健診が取りやめということになりましたので、時期としては昨年度と同程度の11月の上旬から実施してまいりたいと考えておりますけれども、日程につきましては1週間程度、3日程度期間を延ばして対応してまいりたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。どうしてもいつもとは違う状況なので、健診の結果説明会についても多少日数を増やしてということになるのかと思っております。

それで、先ほど私も健康診断を利用される市民への影響についてということでお話をさせていただきました。今後は再開もされますから順調に進んでいくのかなと思っておりますが、ここで私の思いがあるのです。というのは、例えば健診を6月に受けたとして、例年だと7月の下旬に健診説明会があります。そのときに再検査してくださいといったとき

には、私なんかの例で言うと大体砂川市立病院へ行くのですけれども、そうすると市立病院は外来で行きますから、そのときに検査の内容というのはどういう方法だということの話があります。そうすると、病院のほうではお医者さんの予定と検査機器の予定を見ると大体1か月ぐらわずれていく。ですから、7月下旬だと8月の下旬もしくは9月の上旬になって、検査をした後に普通に画像を見せてもらう場合もあれば、1か月先にまた先生の予約で今度健診結果をしますといった部分になっていくかと思います。この間、健診をしてから3か月ぐらあります。今回は6月がないということは、もしずれてしまうと何かあったときはまた3か月ずれ込むということになるということで、恐らく不安を抱える方たちもいるのではないかと考えております。この辺の不安もぜひ払拭していただきたいと思っているのですけれども、この辺の考え方はいかがなものでしょうか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 特定健診の6月の取りやめという検討をする際に、特定健診と同時にがん検診も行っております。そういった中で、6月の特定健診も含めてがん検診も取りやめて、10月、11月に延期になった場合のそれぞれの受診者の方の個人的な健康状態については懸念される部分があるのではないかとということで保健師とも話し合っておりました。ただ、こういったような新型コロナウイルスという未知の感染症の拡大ということで、どうしても6月の健診につきましては取りやめざるを得なかった状況でございます。10月の特定健診の際には、そういった方々のご心配等のご相談にも真摯に向き合って対応させていただきたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 先ほどは、答弁をいただいてありがとうございます。思いも考え方も聞かせていただきましてありがとうございます。6月1日号の広報すながわにも特集として、がんから命を守りましょうと掲載もされたところであり、特に様々ながん検診において早期発見を目指すことが重要であるといったことも掲載されておりました。まさに国保の特定健診だけではなくて、様々ながん検診を含めて、今回新型コロナウイルス感染症拡大ということでの影響あったかと思えますけれども、より一層市民の健康づくり、健康管理を含めて頑張っていたいただきたいということで、この項目については終わらせていただきます。

それでは、続いて健康ポイント事業についての影響であります。基本的には、昨年も7月からで影響については特に考えていないということでありますので、昨年の7月からといいながら、6月の国保特定健診もさかのぼって使えたという状況でもありました。多少

の違いがありますけれども、まさに健康ポイント事業というのは、パンフレットの中にも載っているように、各種健診、がん検診などの積極的受診や市民自ら主体的な健康づくりができることを目的とした皆さんの健康づくりの取組を応援する事業であるということでもありますので、より一層、まだ期間はありますので、いろいろな形で活用していただき、市民の皆さんにとってもすばらしいものであるということを期待して、お話だけをしておきたいと思います。

それでは、大きな2点目に移らせていただきます。乳幼児の予防接種についてであります。先ほどの答弁でも乳幼児、延べ525件の予防接種があったということで、私も3月の定例議会のときに乳幼児の予防接種と乳幼児健診とセットで聞かせていただきました。新型コロナウイルス感染症の拡大によっての影響があるのではないかという心配もありました。そういったことから聞かせていただいた経緯もありましたけれども、ただ最近どうも予防接種率が減少してきているといった報道もされておりますし、先ほど、いろいろな諸事情があるかもしれませんけれども、前年度と比べても20%減であったということでもあります。今後3歳児健診等を含めて一層のいろいろな形の啓蒙というか、お知らせ、周知がされていくのかと思っております。

そこで、たまたま先ほどお話をしましたけれども、小児科医でつくるNPO法人があるのです。ここで主に報道を通して出されております。特に昨年の11月に生まれた乳幼児の子供たちがその前よりも10ポイントほど受診率、要するに予防接種率が下がってきているということで、確かに生まれてから2か月ぐらいから予防接種が始まっていきますし、多くの回数と様々な種類の予防接種をするということでもあります。さらには、6月2日には厚労省のほうからも公表されておまして、予防接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められているので、しっかりとやっていただきたいということで、これは新型コロナウイルス感染症の流行で予防接種や乳幼児健診を受けそびれている保護者らに向けて、「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」と題したメッセージや情報を公開したということで、これはまさに国のほうもその辺を心配してるのだろうということを受け止めさせていただきました。大変大切なことであり、場合によっては接種をしているかどうかによって、例えば小さな子供においては保育園、幼稚園等に行かれています子供たちもいるということでもありますので、そういった感染症が広がる可能性も場合によってあるらしいということも報道とか、いろいろなホームページ見させていただいても載っております。そういったことから大変重要なことであると思えます。

そういった中で、まさに乳幼児の健診も何とか苦労しながらコロナの中でもやられているとは思いますが、いま1度、市のほうでは予防接種実施に向けて乳幼児を持っている保護者の皆さんへどのようなアプローチ、どのような投げかけをしながら実施しようとしているのか、その辺の考え方を聞かせいただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 乳幼児の予防接種の件でございます。1回目のご答弁でもお話をさせていただきましたが、乳幼児の健診については5月の部分を6月に延ばした中で対応させていただいております。この中で乳幼児の健診、乳児健診、3歳児健診についてはそれぞれ個別に保護者の方に電話連絡をしまして、子供さんの様子や健康状態を把握しております。その中で、予防接種につきましても個別にご案内をして、予防接種ごとに予防接種すべき時期が当然ございますけれど、ある程度のスパンがございますので、そういった中で個別にそれぞれの保護者の皆様にご案内をして、間違いなく子供さんが予防接種できるような形で対応をさせていただいている状況でございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 どうしても乳幼児の健診において直接面談等ができない場合、電話も含めながら対応してるということでもあります。この辺大変な作業になるかと思えますけれども、顔の見えない分また大変さもあるかと思えますけれども、この辺はしっかりと、乳児の予防接種というのは大変大切なことであると思えますので、しっかりとやっていただきたいということで、このことについてもこれで終わりたいと思えます。

それで、最後に大きな3点目でございます。LED照明の導入について、市内にはそれぞれ北、東、南の3つのコミュニティセンターがあって、5つの老人憩の家があります。それぞれコミュニティセンターと老人憩の家は所管が違うので、同じことでありますけれども、別々に聞かせたいかと思っております。まず、3か所のコミュニティセンターについては、今後取り組んでまいりたいというお話でございます。取り組むに当たっても、まさにコミュニティセンターもそれぞれ、北地区は平成14年から開設して18年が経過しております、南地区も平成17年から開設15年の経過、そして東地区コミュニティセンター、これは旧農村勤労福祉センターであるということで、昭和60年の開設で、もうかれこれ35年経過しているということでもあります。それぞれ形態も違ったり、建物の耐用年数等も変わってきておりますけれども、それぞれの中で対応をしっかりとやっていただきたいと思っております。

一例で言うならば、南コミセンにおいては、お話があったように研修室が2つあって、調理室、軽スポーツ室、ここは水銀灯も使っております。また、廊下とか玄関でも使用されております。さらに、電気の利用料金の中にはこのほかにかかっている部分が、照明関係ではありませんけれども、暖房用のストーブとか暖房用のボイラー等を含めていろいろ関わりもあるのですが、そういった全体の電気料は結構な金額であります。そういった中での照明に関しては、省エネルギー、二酸化炭素の排出の削減といったことから大変重要なことだと思っております。これは一例でありますけれども、南コミセンの場合、平成30年度の電気使用料金はトータルで約53万9,000円ほどかかっておりまして、令和元年度においては約47万6,000円ということで削減をさせていただいておりますというか、削減になりました。これは、市の担当者ともいろいろ相談をして、北海道電力

さんの安いプランが使えるということであったので、それから電気使用料金が下がりました。ただ、そういったことも努力しながらでありますけれども、ずっと継続的に使われていく電気使用料でありますので、この辺取り組んでまいりますということなので、お金のこととか建物の関係のことも含めながら長くかかるのだらうと思っておりますけれども、ただ憩の家もそうですけれども、南コミセンも指定管理者の受託、委託の関係がたしか今年度で3年目が切れるはずなのです。そうすると、来年に向けてまた指定管理者の委託、受託の関係の協議をしていかなければいけないといったときに、恐らくこういった話が出てくるのだらうと思っておりますので、この辺何がしか前に向いたような考え方というのは必要なのではないかと思うのですけれども、この辺の考え方はコミュニティセンターの関係で市民部長から何かお考えあれば、聞かせたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 市内3地区のコミュニティセンターのLEDへの取替え、またLED取替えによる経費の節減というお話でございます。先ほどの1回目の答弁でもお答えしましたとおり、コミュニティセンターの中で使っている部分で水銀灯等、製造中止になるようなものもございますし、また経費の節減のお話の中には、環境省、国のほうでもある程度、LEDに取り替えると一般電球に関しては消費電力が86%の減とか、電気の寿命が40倍の寿命、あるいは年間電気代もランプ1個、1年間で2,916円に対して405円と2,511円の減収になるという公表をしていることもあります。また、市のほうでも、地球温暖化対策の職員行動計画というところで二酸化炭素の排出量の抑制ということで、令和2年度までに平成21年度と比べ5%の削減の目標という中に、その中で二酸化炭素排出の要因別の状況におきましても電力の関係は大きな比率を占めているところでございます。

ただ、1回目でもお話をしたとおり、コミュニティセンターは割かし施設も大きい、あるいは施設の中でも電気を使っている数も多いということで経費が結構かかるところでございますので、この辺につきましては順次計画的に進めていくような考えではございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回指定管理者の委託、受託の関係でもいろいろ協議がある時期でもありますので、今ほどのお話も含めながら、しっかりと取組についてもある程度の方向性が見出せる部分があれば、長い期間かかるかもしれないけれども、こういったこともぜひ努力して取り組んでいただきたいということで、このコミセンについては終わります。

憩の家の関係なのです。憩の家も5か所あるのですけれども、一番古い北光団地でもう築50年ですので、北光団地、南吉野団地、石山団地、宮川老人憩の家と順番にきて、宮川老人憩の家が昭和50年開設で築45年ですし、あと空知太老人憩の家については最も新しい昭和60年、素晴らしいながら35年経過しております。私が言っているのはかなり無理なことを言っていると思っはいるのです。というのは、当時から照明関係はほとん

どそのまま、ただこの間にありがたいことに増築をしていただいたりとか、中をリフォームしてもらったりとか、屋根のふき替えだとか、市にいろいろとやっていただきながら、そして今は各町内とか各町内が集まった運営委員会、指定管理を受けてやってきているということでもあります。正直運営もかなり厳しい中でもあります。そういったことから、電気使用料、先ほど私コミセンの関係でお話をしたように、似たようなことなのです。照明で使っているところもあれば、ストーブで使っているところもあれば、古い建物ですから凍結防止で電気を使っているところもあったりとかあるのですけれども、ただ事照明に関しては、今省エネルギー、二酸化炭素排出だとかといったこともありますので、この辺は建物と相談をしながらということはあるかもしれませんが、これは今後指定管理者の方たち、運営委員会とも協議をしていきますということでありましたので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思うのですが、この協議については、先ほど言ったように、今指定管理者のちょうど切れる時期が来ますから、この辺は差し迫ってするよりはもう少し早めに対応したほうがいいのかと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがなものなのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 指定管理者の更新という時期に今年度はなっているものでございまして、議員さんおっしゃるとおり、早期から取り組んで協議をするということはもちろんでございます。また、1回目のご答弁でもお話をしたとおりに、LED化につきましては省エネという部分と経費の削減という部分と両方の視点があるかと思えます。建築年もおっしゃるとおり40年代から、最も新しい空知太ですと昭和60年ということですからかなり年数もたっておりますが、こういった2つの視点から考えて、指定管理者の方々と十分に協議をした中で対応してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 しっかりと対応方よろしくお願ひしたいと思っております。所管が総務文教委員会ですから、関連したことは質問できませんけれども、今年市長を先頭に地域コミュニティ助成の関係で、それぞれ地域の会館運営においても利用できますよといった部分では大変ありがたく思っております。そういった部分では、苦勞しながら運営している各町内、運営委員会の中でもそれを活用して何とか長く維持して使っていこうといった思いは皆さん持っています。そういった中で、憩の家についてはかなり地区的には老朽化してはおりますけれども、古くなってもいつまでもこの会館を使いたいという町内の皆さんとか老人クラブの皆さんも結構おります。ですから、一年でも長く、これからも同じ場所で、古くてもこの建物を使っていこうという気持ちがありますので、そういったことにも寄与できるような形でLED照明ということもしっかりと検討いただければありがたいということをお話して、私の質問はこれで終わります。

○議長 水島美喜子君 一般質問は、全て終了いたしました。

◎日程第2 議案第11号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第11号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第11号、砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます工藤英博氏は、令和2年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。引き続き工藤英博氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第11号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

とについて

議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第24号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第24号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第12号から議案第24号までの13議案は、砂川市農業委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますが、農業委員会等に関する法律におきまして農業委員の選出方法が議会の同意を要件とする市町村長の任命制であることから、砂川市農業委員会委員に次の者を任命することにつきまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は関尾一史氏、議案第13号は片桐幸示氏、議案第14号は猿渡万里子氏、議案第15号は谷口秀夫氏、議案第16号は渡邊勝郎氏、議案第17号は角丸章氏、議案第18号は前谷篤氏、議案第19号は菊地匡氏、議案第20号は井上善博氏、議案第21

号は竹田安宏氏、議案第22号は渡部延三氏、議案第23号は高橋宏吉氏、議案第24号は大原睦生氏、以上13名の方をお願いをいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましてはそれぞれ裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 これより、議案第12号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第15号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第16号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第17号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第18号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第19号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第20号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第21号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第22号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第23号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第24号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第25号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第25号 令和2年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第25号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,985万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億9,072万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、2項1目児童福祉総務費で二重丸、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に要する経費2,985万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について子育てに対する負担の増加と収入の減少により特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給することによりひとり親世帯に適切な支援を実施することとしたものであります。支給対象者は、まず令和2年6月分の児童扶養手当受給者、次に公的年金等の受給により6月分の児童扶養手当が支給停止となっている者、さら感染症拡大の影響を受け、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者のいずれかに該当する者に対し支給するもので、基本給付としては、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給することとなります。また、追加給付として、児童扶養手当の受給者、児童扶養手当が支給停止になっている者のうち、家計が急変し、収入が減少した者については1世帯に5万円を支給するものであります。手数料5万5,000円は銀行振込手数料であり、システム改修委託料77万円は児童扶養手当のシステムを改修するものであり、ひとり親世帯臨時特別給付金2,862万円は給付金の合計額であり、その他の経費41万1,000円は職員の時間外手当、消耗品、郵送料などの経費であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で2,985万6,000円の補正は、母子家庭等対策総合支援事業費に係る国庫補助金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 補正予算に対する質疑を行います。

今回ひとり親世帯にということなのですけれども、対象者については今3点ほどの対象者になるのですけれども、支給額が約2,800万という結構大きな額になっておりまして、調べて、児童扶養手当の場合は事務報告書によると173世帯ということで、全体的にどのぐらいの世帯数を予想しての予算なのかをまずお伺いします。

それから、その手続の方法、給付の時期はいつごろになるのかという点もお伺いをします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 大きく2つのご質問かと存じます。順次ご答弁を申し上げます。

まず、対象世帯でございます。先ほど提案説明でもお話ししたとおり、3つの類型の対象者がございます。まず、1つ目が令和2年6月分の児童扶養手当の受給者でございます。次に公的年金等の受給により6月分の児童扶養手当が支給停止になっている方、そして3番目が感染症拡大の影響を受け、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準になる方ということでございます。まず、1つ目の令和2年6月分の児童扶養手当受給者につきましては176世帯ということでございまして、それに第2子以降分としてお一人について3万円追加するものでございまして、こちらについて82人分と見込んでいるところでございます。また、公的年金等の受給により6月分の児童扶養手当が支給停止になっている方につきましては、3世帯を見込んでいるところでございます。また、感染症の拡大の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同水準になっている方につきましては、これは住民基本台帳の情報などから見込みまして137世帯ほどを見込んでいるところでございまして、また第2子以降分として52人程度を見込んでいるものでございます。

1番目の令和2年6月分の児童扶養手当支給の受給者176世帯というのは、もう固まった数字でございます。追加分の82人も、これは固まった数字でございまして、こちらについては来月の10日が児童扶養手当の支給日でございますので、この日に合わせて支給をしてみたいと考えているところでございます。また、追加分として、令和2年6月分の児童扶養手当受給者の方と公的年金等の受給により6月分の児童扶養手当が支給停止になっている方については追加の支給がございまして、この追加の支給については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方ということでございますので、この方は現時点ではどの程度いらっしゃるかがはっきり分からないものでございますので、1番目の176世帯全ての方が該当すると見込んで、これは最大値として積算したところでございます。また、3番目の感染症拡大の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同水準になっている方についても、先ほどもお話をしたとおり、住民基本台帳の情報等から、ある程度余裕を見た中で予算を組んだものでございまして、こちらを合算して総体の経費となったところでございます。

また、先ほど7月の児童扶養手当の支給日に支給をするということでございましたけれども、こちらについては①の6月分の児童扶養手当の受給者に対しての部分でございまして、その他の部分につきましては8月に現況届の受付をします。そういった中で該当される方にはご案内をして、申請を受けて、こちらの支給については早急に支給してみたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体分かりました。予測される最大限、①ですけれども、児童扶養手当の方々はもう分かっているから、そこはいいのですけれども、それ以外の方々については最大限というお話だったので、この予算よりオーバーではなくて、結構執行金額としては

少なくなる可能性もあるということですのでよいのかどうかということです。

それと、例えば扶養手当なんかにしても受給する上での所得の制限というのがあると思うのです。それで、今回お伺いしたいのは、この給付金は所得に入るものなのか入らないものなのか、そこをお伺いしたいのですけれども、つまり所得に入るとなると児童扶養手当の支給の所得からオーバーしてしまう可能性もあり得るのではないかとということで、それが所得に入らないで、いただいてそれで終わりということであればそれでいいのですけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 給付金の予算額についてでございますが、最大限を見たのは、最初にご説明したとおり、6月の児童扶養手当の支給対象者については176世帯でございます。追加給付分として、感染症の影響で収入が減少した方で一定の条件に合う方ということでございますので、そちらについては現時点でははっきりと分からないものですから、その176世帯全世帯が該当する、これが最大値ということで、それは最大値をもって計上したところでございます。ただ、それ以外の方々の給付額については、先ほどもご説明したとおり、住民基本台帳等の情報から独り親世帯の方のトータルから、ある程度の世帯を除外してといいますか、推測して、ある程度余裕を見た中での予算計上ということでございますので、全ての条件を全て最大値で見たかということそうではないのですけれども、ある程度余裕のある予算としたところでございます。

その次に、国から出されているQ&Aがございます。課税の対象になるかということでございますので、こちらは非課税所得に該当して課税の対象とはならないというものでございます。

○議長 水島美喜子君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 (登壇) 私も今の件について質問させていただきます。

本来でしたら、予特があればその中でやるべきことなのでしょうけれども、本会議のみの審議ということですので、恐縮ですけれども、細かな話になりますが、今所得になるのかどうかということについて非課税所得だというお話だったと思うのです。それは分かりました。それで、児童扶養手当、先ほど176人で最大値で見ているので、余裕のある見方をしておりますということについては理解しました。それで、もともとの制度として、先ほどご説明した中で所得基準というのがあるはずですが、所得基準は幾らだから児童手当が付与されるのかどうかというのは、本来就業規則というか、ルールを見れば分かることなのでしょうけれども、今のやり取りの中で気になったのは、その辺の基準について、大変恐縮なのですけれども、予特がありませんので、その細かな基準。人数については分かりました。所得の基準、もともとの基準についてどういうルールになっているのか、この辺についてまず教えていただきたいのですが。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 児童扶養手当そのものの支給対象の所得制限ということでございます。

こちらにつきましては、全部支給と一部支給とございますか、全部停止と一部停止がございます。国から出されている情報で、扶養すべき児童数の数に応じて、収入ベースであったり所得ベースであったりします。例を言いますと、児童扶養手当の全部支給となる所得制限の限度額につきましては、扶養する児童数が1人の場合は160万円、2人であるときには215万7,000円、3人のときには270万円、そのほか人数によって制限額が異なっているものでございます。

○議長 水島美喜子君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 私の質問の仕方がなかなか分かりづらかったと思うのですが、先ほどの提案の中で扶養手当を支給する低所得者とおっしゃいましたよね。聞き違いでなければ、低所得の人の扶養手当と私は受け止めたものですから、扶養手当の支給基準というのがあるのかと思って聞いたのですが、これは私の勘違いですか、低所得と聞こえたものですから。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 児童扶養手当につきましては、そもそも独り親等の世帯であれば全員が受給できるものではございません。その中で所得の制限等がございますので、そういった中で低所得の独り親世帯への臨時特別給付金という名称がついているものでございます。

○議長 水島美喜子君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 分かりました。聞きたかったのはこういうことなのです。子供さんがいらっしゃる方というのはいろいろな方がいらっしゃると思うのですが、今回児童扶養手当の支給者になっている独り親の方、これ支給することは大いに結構なことなのです。私が聞きたかったのは、親の所得制限があるのではないのですかということなのです。例えば生活保護であればこういう基準ですよということと同じように、子供がいれば全員児童手当が支給されるのかなと自分は思っていたものですから、どうも違うように聞こえるものですから、先ほど人数で1人の場合は160万、2人の場合は215万、3人の場合は270万とかおっしゃっていましたよね。これを支給されるには、独り親の方の収入に影響されるのかということで、そういうものがあるのであれば教えていただきたいという質問です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 児童扶養手当の受給の所得制限については、親御さんの収入ということで先ほどご説明しました。子供さんがお1人いる親御さんの収入が全部支給となる制限額が160万であるということでございます。

○増山裕司議員 先ほど言ったのは所得のことを言っていたのですよね。分かりました。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。

初めに、令和元事業年度でございますが、お手元の事業報告書、決算報告書でご説明を申し上げます。

1ページから2ページの事業概要については、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借対照表でご説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。1、事業収益、（1）公有地取得事業収益はございません。（2）土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益はございません。2、すずらん団地売却収益は、4区画の売却で1、249.87平米、340万8,360円の収益でございます。3、道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への2、288平米の売却収益2,013万848円でございます。（3）附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料及び道央砂川工業団地の未造成地を資材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等313万3,956円でございます。（4）補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入1,726万4,700円は、平成31年3月に登記完了手続が終了したあかね団地1区画、すずらん団地1区画及び令和元事業年度中に登記完了手続が終了したす

ずらん団地4区画分の計6区画分で、分譲当初の簿価である事業原価と平成28事業年度の販売価格の差額を市から補助金として補填を受けた分でございます。したがって、事業収益合計は4,393万7,864円となったところでございます。これに対する2、事業原価であります。が、(1)公有地取得事業原価はございません。(2)土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価もございません。2、ずらん団地売却原価は4区画売却分340万8,360円でございます。3、道央砂川工業団地売却原価は830万3,964円。4、土地評価損はございません。(3)附帯等事業原価はございません。事業原価の合計は1,171万2,324円となり、事業収益合計4,393万7,864円から事業原価合計1,171万2,324円を差し引いた3,222万5,540円が事業総利益となったところでございます。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)人件費と(2)経費の合計が423万3,765円となり、前ページの事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと事業利益は2,799万1,775円となったところでございます。4、事業外収益は、(1)受取利息と(2)雑収入の合計1,170円。5、事業外費用、(1)支払利息は短期借入金の支払利息631万5,517円となり、これらを事業利益から差し引きますと経常利益及び当期純利益は2,167万7,428円となります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明を申し上げます。Ⅰ、資産の部、1、流動資産は、(1)現金及び預金から(3)完成土地等までの合計で4億8,076万9,823円となっております。2、固定資産は、(1)有形固定資産の1、土地は6,441万7,236円、(2)投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は5億4,519万7,059円であります。

次に、6ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は、(1)短期借入金10億2,973万円でございます。詳細につきましては、14ページを御覧ください。(4)短期借入金明細表ですが、期首残高合計10億6,573万円に対しまして期末残高合計10億2,973万円となっており、3,600万円を償還いたしました。

6ページにお戻りください。(3)前受金は、令和元事業年度に土地の売買契約を行いました。が、契約金の支払いが令和2事業年度となるあかね団地1区画、ずらん団地1区画の計2区画分の手付金20万円でございます。負債合計は10億2,993万円であります。Ⅲ、資本の部につきましては、1、資本金の(1)基本財産は、砂川市からの出資1,000万円でございます。2、欠損金ですが、(1)前期繰越し損失がマイナス5億1,641万369円、(2)当期純利益が2,167万7,428円で、欠損金合計はマイナス4億9,473万2,941円となります。資本合計マイナス4億8,473万2,941円は、債務超過額となります。負債、資本合計は5億4,519万7,059円で、7ページの資産合計と一致するものであります。

以下7ページ、8ページは、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録であります。

9ページにはキャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。(2)土地造成事業収入につきましては、3ページの損益計算書、(2)土地造成事業収益と10万円の差額が生じているところでございますが、令和元事業年度の手付金20万円分から平成30事業年度に計上された手付金10万円を引いた差額でございます。

10ページは注記事項です。

11ページから17ページまでは明細表でございますが、13ページ、(3)有形固定資産明細表は、西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しております。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和2事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明を申し上げます。附属説明資料の1ページをお開きください。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得し、その土地の管理と住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理とその附帯等事業であります。第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は6,694万5,000円、総事業費用を3,089万5,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めでございますが、資本的支出はございません。

第5条は、借入金の定めであり、限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。令和2事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明を申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、745.11平米、527万8,000円、2節すずらん団地売却収益で2区画分、609.76平米、169万8,000円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市への売却として令和2年度から令和3年度までの2年間の債務負担行為の1年目で、5,043平米の土地に係る4,538万3,000円でございます。例年は6,000万円で市に購入いただいているところでございますが、平成29事業年度実績の鹿島環境エンジニアリング株式会社への売却分を令和元事業年度、令和2事業年度の2年間で差し引かれることとなっているため、今回はこの金額となっているところであります。

4ページを御覧ください。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円と工業団地内未造成地1万4,876平米を骨材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料のほか、工業団地及びすずらん団地未造成地の賃貸料、合わせて313万4,000円でございます。

次に、4目補助金等収益は、あかね団地は令和元事業年度契約済みの1区画分と令和2

事業年度販売予定分の1区画分を合わせた2区画と、すずらん団地は令和元事業年度契約済みの1区画分と令和2事業年度販売予定分の1区画分を合わせた2区画、合計4区画分に係る市からの事業補助金1,144万6,000円であります。

2項事業外収益、1目受取利息6,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページ、収益的支出についてご説明を申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価のうち、1節あかね団地売却原価は2区画の予定で693万円でございます。2節すずらん団地売却原価は、2区画の予定で169万8,000円でございます。3節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却する分の土地で1,513万円でございます。

次に、6ページ、3目附帯等事業原価はございません。

次に、2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で1節報酬11万円は会計士の報酬でございます。2節費用弁償1万3,000円は、監事及び会計士の費用弁償でございます。

2目経費163万6,000円は、需用費などと7ページに記載のあかね、すずらん団地、工業団地などの草刈り委託料、あかね団地入り口看板撤去業務委託料、分譲地売却に向けての広告宣伝費に係る経費でございます。

3項事業外費用は、1目支払利息537万8,000円でございます。これに係る借入金の明細につきましては、16ページの短期借入金明細表をお開き願います。期首残高合計で10億2,973万円、期末残高合計は9億6,673万円を予定いたします。

8ページにお戻りください。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出はございません。

11ページをお開きください。11ページ、12ページは、予定損益計算書であります。1、事業収益が6,693万9,000円、2、事業原価が2,375万8,000円となっており、事業総利益は4,318万1,000円となります。

12ページ、3、販売費及び一般管理費は175万9,000円を見込んでおり、事業総利益から差し引きますと事業利益は4,142万2,000円となります。これに4、事業外収益を加え、5、事業外費用を差引きて、経常利益は3,605万円となり、当期利益は3,605万円となります。

13ページをお開きください。13ページ、14ページは、予定貸借対照表であります。I、資産の部、1、流動資産は(1)現金及び預金から(3)完成土地等で4億5,362万円となり、2、固定資産6,442万7,000円を加えますと資産合計は5億1,804万7,000円であります。

これに対して、14ページ、II、負債の部、1、流動負債は、短期借入金が9億6,673万円となります。次に、III、資本の部は、1、資本金1,000万円と2、欠損金、

(1) 前期繰越し損失マイナス4億9,473万3,000円、(2) 当期純利益3,605万円で、欠損金合計はマイナス4億5,868万3,000円となり、資本合計のマイナス4億4,868万3,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額は5億1,804万7,000円で、13ページの資産合計と同額になります。

次に、15ページのキャッシュフロー計算書でございますが、I、事業活動によるキャッシュフロー、(2) 土地造成事業収入5,215万9,000円となっており、11ページの損益計算書、1、事業収益、(2) 土地造成事業収益合計5,235万9,000円と20万円の差額が生じているところでございますが、こちらは令和元事業年度中に契約し、令和2事業年度に全額納付となる予定の2区画分の土地があり、令和元事業年度の前受金となった手付金20万円であります。

16ページに短期借入金明細表を添付してございますので、ご高覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 報告第3号 事務報告書の提出について

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第3号 事務報告書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第3号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

令和元年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、平成31年4月から令和2年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで154ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第7 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第7、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第4号及び第5号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号及び第5号を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書
について

意見案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について

意見案第3号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
について

意見案第4号 新型コロナウイルス感染症対策にかかる地方財政の
充実・強化を求める意見書について

意見案第5号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意
見書について

○議長 水島美喜子君 日程第8、意見案第1号 2021年度地方財政の充実・強化を
求める意見書について、意見案第2号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と
就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化
解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について、意見案第3号 2020年度
北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第4号 新型コロナウイルス感
染症対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第5号 新た
な基本計画における農村振興の強化を求める意見書についての5件を一括議題といた
します。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。

これより意見案第1号から第5号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第5号を一括採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和2年第2回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月17日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員